がいこく じんりゅうがくせい

外国人留学生人》17372024





カ 留 学 生 相 談 **ム**

もし、何か困ったら・・・

そうだんさき 相談先: グローカル推進機構留学支援室留学支援係(10:00~17:00)

> TEL : 0 5 8 - 2 9 3 - 2 1 4 2 メール: <u>direcent@t.gifu-u.ac.jp</u>



上記の外、次のところでも相談ができます。

・ 保健管理センター 利用時間: $9:00\sim17:00$ (利用には予約が必要です)

TEL: 058-293-2174

詳細は、8ページを見てください。

りゅうが留学	etheith	
	%	1
	1. 指導教員	
	7%ラがくせいたんとう じ な 2. 留学生担当事務	
	3. 留学生指導	

	(1)キャリア・学生支援センター	
	(2)保健管理センター	
	(3)キャンパスライフヘルパー	
	(4) チューター	
${\rm II}$.	にほんご言うりく 日本語教育	2
Ⅲ.	ざいりゅうてつづ 在留手続き ************************************	2
	1. 在留カードの手続き	
	2. 転汽幅け	
	3. 国民健康保険・国民年金への加入	
	4. 在留期間の更新	
	5. 資格外活動許可(アルバイト)	
	6. みなし再入国許可と一時出国	
	7. 休学	
	8. 就労に関する在留資格変更手続き(卒業・修了後)	
	9. マイナンバー制度	
	10. 出入国在留管理局	
IV.	宿舎	6
	1. 岐阜大学国際交流会館(A棟・B棟)	
	2. 岐阜大学黒野寮	
	3. 公営住宅	
	4. 民間アパート	
	5. 民間アパートの保証人制度	
V.	授業料等	7
	1. 授業料等	
	2. 授業料の納入	
	3. 授業料免除制度	
VI.	奨学金 (私費外国人留学生向けの奨学金) ************************************	7
VII.	いりょう けんこう 医療・健康	8
	1. 国民健康保険(医療費の補助制度)	
	2. 国民年金 _{びょうき}	
	3. 病気になったら	
	(1) 保健管理センター	

	(3) 救急車	
V I I.	生活	9
	まるだいがくがいこく じんりゅうがくせい 後じょ 1. 岐阜大学外国人留学生への援助について	
	(1) 耐久物品の貸出	
	(2) 生活一時金の貸付	
	2. もしものための備え(保険)	
	(1) 学生教育研究災害保険	
	(2) 外国人留学生(インバウンド留学生向け)インバウンド付帯	がくそう学総
	(3) 留学生保障制度	1 ///2
	3.公共交通機関	
	(1) 学割	
	(2) IC カード	
	4. 安全なくらし	
	(1) 自転車の運転	
	(2) 自動車・バイクの運転	
	(2) 自動車・バイクの運転 (3) 交通事故にあった場合	
	(4) 防災	
137	1. 92.2	1.0
IX.	家族	1 2
	1. 家族ビザ	
	(1) 申請 : こうしん	
	(2) 更新 _{Luoatty}	
	(3) 出生	
	2. 子供の教育	
	(1) 保養額 (所)	
	(2) 幼稚園	
	(3) 小・中学校	
	3. 家族の就労	
きんこ		
参え	りょう 資料1. キャンパスマップ	
参考	しりょう ざいりゅうてつ いちらん 資料2.在留手続き一覧	··· 1 4

(2) 病院

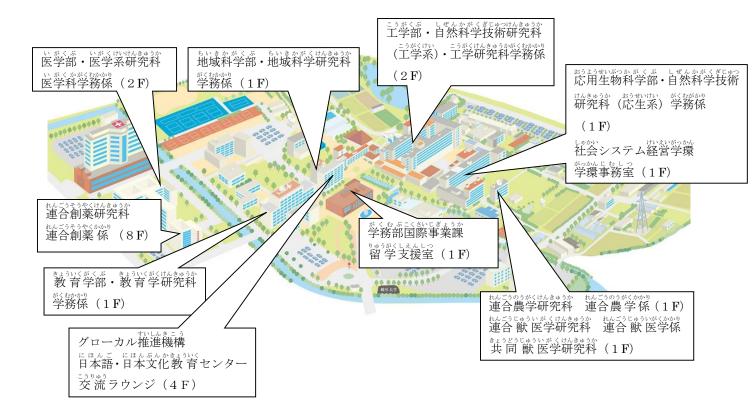
I. 勉学・生活上の支援組織

1. 指導教員

学生生活・学習・研究などで悩みがあるときには、指導教員に相談をする事ができます。 詳しくは各学部・研究科の担当係に聞いてください。

2. 留学生担当事務

各部局の担当係で入学手続き、各種補助金の申請、証明書の交付申請等の事務及び学習や生活上の助言を行っていますので、気軽に相談してください。



3. 留学生指導

留学生のみなさんの勉学や生活に関する相談や指導・助言を行っていますので、何か問題があったら、留学支援室に相談をしてください。

がくむぶこくさいじぎょうかりゅうがくしえんしつ 学務部国際事業課留学支援室 TEL : 058-293-2142

E-mail: direcent@t.gifu-u.ac.jp

4. 各種相談窓口

ずんき 前記3.の外、キャンパス内には、次の相談窓口があります。

- (1) キャリア・学生支援センター (大学会館1F) キャリア形成支援、自立活動支援、就職支援などを行っています。

アルコールハラスメント等に関する相談など、学生生活を過ごす上での幅広い相談の整合を各学部や学務部などの教職員が担当しています。

(4) チューター

学部・研究科によっては留学生に、チューター(日本人文は留学生)がつきます。学業や生活で困っている時に手伝ってくれます。詳しくは、所属の学部・研究科で聞いてください。

Ⅱ. 日本語教育

日本語研修コースの受講希望者は、渡自前(9・3月)に指導教員を通じて担当学部・研究科から申請を出してもらっています。

その申請者には、プレイスメントテストがあります。「来日後のチェックリスト」に詳細が載っているので、確認をしてください。分からない人は、日本語・日本文化教育センターに問い合わせてください。

また、淡の学頭の申請の際も、指導教賞を通じて学部・研究科から申請をしてもらいますので、受講を希望する場合は、担当学部・研究科で確認をしてください。継続して受講する場合も申請が必要です。

また、旨本語・旨本文化教育センター内にある交流ラウンジ(左前10時から 17時まで)には、チューター(左後2時45分から 4時45分まで)がいますので、旨本語学習の助管が受けられます。ラウンジには、パソコン(3台)・プリンター(1台)があり、PC アカウントがあれば利用できます。

日本語・日本文化教育センター

交流ラウンジ TEL: 058-293-3392

Ⅲ. 在留手続き

日本に滞在するには、夢くの在留手続きを必ずしなければいけません。もし、手続きを意ると処罰の対象になる場合があります。在留手続きに必要な書類は、「参考資料 2. 在留手続き一覧」 (p.14) にありますので参考にしてください。

★ 来日後すぐにすること

1. 在留カードの手続き

日本に90日以上滞在する留学生は、空港で「在留力ード」を発行してもらいます。 この在留カードは、外出する際には、必ず持ち歩いてください。

2. 転入届け

転入届けは、市役所で、日本入国から14日以内に在留カードを持って届け出ます。日本 国内から引っ越しをしてきた学生も、異動後14日以内に転入届けを提出する必要があります。

3. 国民健康保険・国民年金への加入

在留カードを持っている学生は、転入届けの手続きと同時に、市役所で国民健康保険・ 国民年金の加入手続きを必ずしてください。

●国民健康保険について

- ・国民健康保険料は必ず払ってください。健康保険に入っていると、 医療費の自己負担が30%になります。保険料の通知が届いたらコンビニで支払えます。
- ・保険料の減額制度(前年の所得が一定基準以下の場合)を利用したい学生は、前年の所得が市役所に並しく前告されていなければなりません。

●国民年金保険<u>について</u>

- ・正規生の学生は国民年金保険料の「学生納付特例」の申請をしてください。
- ・非正規生の学生(交換留学生等)は「特金人の人によりの申請をしてください。

日本年金機構ホームページに外国語での説明がありますので QR コードを確認ください。

★ 来日後1年又は2年後にすること

4. 在留期間の更新

智学生が日本に在智を許可される期間は、3か月、6か月、1年、1年3か月、2年、2年3か月、3年、3年3か月、4年、4年3か月のいずれかです。この期間は、大学で許可された期間とは違う場合があります。在智期間を超えて日本で在留を希望する場合には、在智期間の更新を出て当意を増加している。手続きついては、「参考資料 2. 在智 期間の更新を出て当意を確認ください。分からない方は所属学部・研究科技は留学支援室に聞いてください。更新手続きは絶対に忘れないようにしてください。更新しない場合は、不法滞在とみなされ、国外退去扱いになる場合もあります。

5. 資格外活動許可 (アルバイト)

「留学」ビザは、働く事ができない在留資格です。留学生が、学費やその他の必要経費を 補うためにアルバイトを希望する時には、「資格外活動許可」を受けなければなりません。 資格外活動許可の申請には在留カードが必要です。この申請は、新規入国者の場合は空港で、 その他の学生は最寄りの出入。国養留学生と交換留学生は、アルバイトは原則禁止となっています。(学内におけるRA, TA等を除きます)。

許可を受けた留学生は、1週間で28時間以内のアルバイトができます。ただし、風俗営業 (パチンコ、キャバクラ、ホステスのいる) 後*業など) のアルバイトは禁止されています。 許可なしのアルバイトや許可された範囲を超えたアルバイトをすると処罰の対象になりますので、注意してください。

なお、アルバイトが決まったら「勤務報告書」を所属学部・研究科に提出してください。 アルバイト先を変更した場合にも、報告をしてください。

また、休学中や卒業(修う)後は、たとえ資格外活動許可の期限内であっても、アルバイトはできません。



6. みなし再入国許可と一時出国

また、海外へ行く際には、指導教賞と所属学部・研究科の担当係に「海外渡航届」を提出 してください。

7. 休学

「智学」の在智資格で旨本に滞在する智学生が、3か月以上就学する場合、原動として、「智学」の在智資格が取り消されます。遠やかに出国するか、旨本に引き続き滞在する場合は、適切な在習資格への変更手続きを行ってください。ただし、「正当な理由」があると判断されれば、在智資格板期の対象とならない場合もあります。

しゅっにゅうこくざいりゅうかんり 出入国在留管理が「正当な理由」として認める場合:

- ① 病気治療のため、長期間の入院が必要で、やむを得ず教育機関を休学し、
- ② 退院後は復学する意思がある場合

株学をしたい方はまず、指導教員と所属学部・研究科の担当係に相談してください。 なお、株学中の資格外活動(アルバイト)はできません。

8. 就労に関する在留資格変更手続き(卒業・修了後)

学校を卒業した後は、たとえ在。 歯頭限が残っていたとしても、原動として帰国しなければなりません。 残りの動間は、帰国の準備期間として考え、行動してください。この期間は、 資格外活動許可があってもアルバイトはできません。 卒業後も引き続き日本に滞在する場合には、すみやかに在り資格を変更してください。

(1) 日本で就職をする場合:

現在の「留学」の在留資格を「人文知識・国際業務」、「技術」など、就労可能な在留 資格に変更する必要があります。

(2) 引き続き就職活動をする場合:

在学中も就職活動をしていて、卒業・修了後も引き続き就職活動をする場合には、 在留資格を「特定活動」へ変更する必要があります。この在留資格で6か月間、更新して最長1年間は引き続き日本に滞在して就職活動ができます。この申請には、大学からの「推薦状」が必要となりますので、卒業月の翌月末までに、各学部・研究科の学務係に発行依頼をしてください。

なお、推薦状は卒業前に発行できません。卒業前に在留期限が切れる学生は、「卒業 見込証明書」と部局が発行した文書を出入国在留管連局へ提出し、手続きを進めてください。卒業後は、速やかに「推薦状」を追加で提出してください。この申請は、在留期限の約3か月前から行うことができます。

9. マイナンバー制度

日本では、住民登録をしたすべての人にマイナンバー(個人番号)が登録されます。マイナンバーは、主に税金、福祉、災害対策の分野で使用されます。日本に上陸後、市役所で住民登録をして約1か月後にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が郵便で届きます。これはとても大切な個人情報となりますので、捨てずに大切に保管してください。希望する人は写真付きのマイナンバーカードを肯し込むこともできます。マイナンバーカードがあれば、

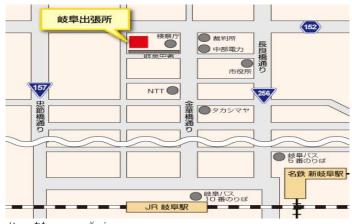
くか 詳しくは出入国在留管理庁のHPを参考にしてください:

10. 出入国在留管理局

なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく ぎょしゅっちょうじょ 名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所

でんりはんこう 電話番号 ● 058-214-6168

受付時間 • 月曜~金曜 9:00~12:00 13:00~16:00



「市民会館・裁判所前」から徒歩3分、「今沢町」から徒歩6分、「西野町」から徒歩10分

な ご ゃ しゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 名古屋出入国在留管理局

電話番号 • 0570-052-259 (留学審查部門)

うけっけじかん 受付時間 ● 月曜~金曜 9:00~16:00



行き芳 • JR名古屋駅下車、あおなみ線「港北」駅下車、徒歩2 労

IV. 宿舎

1. 岐阜大学国際交流会館(A棟・B棟)

この国際交流会館 A棟・B棟は、外国人留学生のための宿舍です。入着の時期は、4月と10月です。入着の募集は、1月(4月入着)と7月(10月入着)に行いますので、所属学部・研究科の掲示板に注意して、各学部・研究科で申し込んでください。

施設: 単身室 (69室)、蒙族室 (7室)、美婦室 (14室) 精食室、洗濯室があり、各部屋には、ベッド、杭、椅子、洋服ダンス、本棚、冷蔵庫、ユニットバス (B棟単身室には答階美) 同のシャワールーム)、トイレ、エアコン等が備え付けられています。また、各部屋・ロビーでは、インターネット接続が可能です。

じゅうしょ 住所:〒501-1193 - 岐阜市柳戸1-1 - 岐阜大学国際交流会館

2. **岐阜大学黒野寮**

この寄宿舎は、主として学部学生のための寮です。日本人学生と一緒の寮で、男子寮と 女子寮に分かれています。

入居を希望する場合は、学務部学生支援課(TEL: 058-293-3198)に募ねてください。 詳細は下記の HP を参照してください。

★岐阜大学学生寮(黒野寮)ホームページ:

3. 公営住宅

4. 民間アパート

でするためによるときなから、たいがくせいきょう。 ・ して、下着、アパート等の斡旋を行っていますので、希望する学生は相談してください。

★岐阜大学消費生活協同組合ホームページ



その他、アパート神介業者や不動産会社でアパートを借りる事ができます。

5. 民間アパートの保証人制度

留学生(在增資格が留学ビザの学生)がアパート、又は借家の賃貸契約を結ぶ際、留学生が公益財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合精償」保険(保険料1年間4,000円、2年間8,000円、継続の場合6か月間2,000円)に加入することを集件に、岐阜大学が進帯保証をします。ただし、卒業文は退学等により学校に在籍しなくなった場合には、岐阜大学による連帯保証は終ってします。保険の加入期間は「1年間」または「2年間」で、引き続き保険の継続をする場合のみ「6か月間」の補償期間が選択できます。

この保険は海外旅行保険と保証人補償基金の二つで構成されています。保険の手続き及び保証書の発行は、質学支援室で行っています。賃貸契約期間でに保険の期間が切れる事がないように「留学生住宅総合補償」保険の更新手続きを留学支援室で行ってください。保険の期間が残ったまま帰国することになった場合は、留学支援室で手続きをすれば返釜される場合があります。また、他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したり、アパートで事故を起こした場合、対は作所変更、進学をした場合には留学支援室に連絡してください。

V. 授業料等

1. 授業料等

がなせい。しょぞく なぶん はんしょう にゅうがくりょう じゅぎょうりょう きんがく ちが 学生の所属する身分によって検定料・入学料・授業料の金額が違います。

2. 授業料の納入

し 岐阜大学から納入方法のお知らせが次の大学WEBサイトにあります。





のうにゅうほうほう からない場合は、所属学部・研究科事務室又は、留学支援室に聞きに来てください。

3.授業料免除制度

私費留学生の中で正規学生である場合、学業が優秀で、経済的な理由により授業料のの対抗が困難な場合、授業料免除の申請をすれば、授業料が免除される場合があります。

しかし、党際される確率は低いので、授業がを支払う準備が必要です。 管請時期は、学務情報システム内の【Information】に掲売されますので、注意してください。 詳細は、学生支援譲に問い合わせてください。

学生支援課 TEL: 058-293-2149/3198

VI. 奨学金 (私費外国人留学生向けの奨学金)

私費外国人留学生対象の獎学金には、たくさんの種類の奨学金があります。各獎学金は、 その都度募集をします。詳細については、各所属学部・研究科文は留学支援室に問い合わせて ください。

なお、奨学金の情報は、次の大学WEBサイトにて最新情報を確認できます。

** ** ** だいがく ★岐阜大学グローカル推進機構ホームページ(私費外国人留学生向け奨学金)



VII. 医療・健康

1. 国民健康保険(医療費の補助制度)

日本には医療費の貧損を軽くするための医療費補助制度があります。日本に在留資格が「留学」で、在留力ードを持っているすべての留学生は、国民健康保険に加入しなければなりません。この保険の加入は、答市町科役場で手続きができます。この保険に加入していると、医療機関(病院)で診療を受けた場合、病院(歯科医院を含む)での自己貧損額は保険対象の医療費の30%となります。また、保険料は、世帯(家族)の収入や人数などを基にして決められますので、世帯によって違います。収入が少ない場合、手続きを指行えば、保険料の、減免制度を利用できます。詳しいことは、次のところに問い合わせてください。

2. 国民年金

日本に住党党を持っている20歳以上60歳未満の芳は、国籍を問わず国党年登へ加入して、保険料を納めることが義務づけられています。年登は、加入者の納める保険料と国の貧損によって運営され、加入者が高齢になった時や、常慮の事故などで障害者となって働けなくなった場合に支払われます。学生の場合は学生納行特例制度を利用することで、支払いが免除されます。詳しいことは、炎のところに問い合わせてください。

間い合わせ先: 岐阜市役所 国保年金課 年金係 (TEL: 058-214-2086 (直通))

3. 病気になったら

(1)保健管理センター

保健管理センターでは、応急処置、健康診断、心の相談、その他の健康相談などを 行っています。毎年、健康診断があります。すべての留学生(研究生や特別聴講学生 などを含む)は、毎年健康診断を必ず受けてください。

(2) 病院

場がにかかる場合には、必ず国民健康保険証。を持って行ってください。自己貧粗額は保険対象の医療費の30%ですが、方が一条加入の場合は医療費が整額自己貧粗となりますので必ず加入してください。

もし、入院をする事になってしまったら、必ず所属学部・研究科の担当係に連絡してください。大学の近くの病院は、下記のHPを参照にしてください。

★岐阜大学保健管理センターホームページ

(Map of Medical Institutions in the ★ Gifu University Area)

★岐阜大学保健管理センターホームページ

(Map of Medical Institutions in the ★ Gifu University Area)





(3) 救急車

急病や重大な怪我をした場合には、119番に電話して教急車を呼んでください。 教急車を呼んだ場合、態者のいる場所をしっかりと伝えてください。

Ⅷ. 崔活

1. 岐阜大学外国人留学生への援助について

留学生の皆さんの各種活動を援助し、学生生活の健全な発展を図ることを目的として、様々な支援を行っています。

(1) 耐久物品の貸出

留学生本人に、物品の貸出を持つています(貸出数に関りがあります)。期間は1年で、学外居住者は毎年更新して最長4年借りることができます。貸出の希望者は、留学支援室に申請してください。

- 国際交流会館A・B棟住居者を対象:自転車
- 学外住居者のみを対象:電気ストーブ、扇風機、掃除機
- (2) 生活一時金の貸付

学費の支払い以外の首節(生活費、住宅費、医療費、一時帰国費など)で、一時的、監時的に多額の費用が必要な場合、105円までを限度に無利子で貸し付ける制度があります。返済は5か月以内で、貸付は一年度に一回隙りです。貸付について条件もありますので、希望する学生は、留学支援室に積談してください。

2. もしものための備え(保険)

(1) 学生教育研究災害保険

講義・実験・実習などによる授業中、大学の行事中、無外活動中、通学などで不慮の事故により学生が死亡支は身体に障害をうけた時に支払われます。6ヶ月以上牲籍する私費外国人留学生の場合は、岐阜大学外国人留学生援助会が保険料を貧損し全質加入します。ただし、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生发びJICA等からの高額獎学金受給者は、学務部学生支援課で各首、加入してください。(保険料は個人資担です。)

(2) 外国人留学生(インバウンド留学生向け)インバウンド付帯学総

外国人留学生(インバウンド留学生)がより安心して日本での留学生活を送れるように、加入しやすい保険制度を日本国際教育支援協会が創設しました。この保険は、正課・学校行事・キャンパス内等における傷害事故の精償に加え病気や教護者費用、賠償責任等の精償を充実させた保険制度で、直転車運転中の事故も精償の対象となります。詳しくは学務部学生支援課または留学支援室でパンフレットをもらってください。WEBで加入申し込みが可能です。(国際交流会館A・B棟に入居の学生は、全員加入につき改めて留学支援室より運絡します。)

(3) 留学生保障制度

岐阜大学消費生活協同組合では、火災共済、海外旅行傷害保険のほかに、怪我や 病気で大党院、通院したときに保障される生命共済も取り扱っています。必要と思われる方は、生協に問い合わせをしてください。

3. 公共交通機関

(1) 学割

正規生の学生は公共交通機関で学割を使う事ができます。学割証の交付を受ける場合には、学務部事務室内の証明書自動発行機で発行してください。

(2) IC カード

アユカは岐阜バスのバスカードです。その他、manaca(マナカ)、TOICA(トイカ)、ICOCA(イコカ)など主要なICカードが利用できます。
アユカは生協で購入できます。

4. 安全なくらし

(1) 自転車の運転

直転車を購入した時は、購入した店で防乾養録を持つてください。 直転車を利用する芳は直転車保険に加入することが義務化されています。ただし、 すでに入っている他の保険に直転車事故の精償(直転車保険)が答まれている場合は 加入する必要はありません。条加入の芳は、ご自身で一般の預警保険会社などで加入 手続きを持つてください(コンビニでも手続き可能)。

日本には自転車の交通ルールがあるので、そのルールに従って運転してください。 また、自転車で道路を走るときにはヘルメットを着用するように努めましょう。 自転車を駐輪するとき、染められた場所に止めて、一道です鍵をかけてください。

(2) 自動車・バイクの運転

自動車・バイクを運転するときは、運転免許証が必要です。無免許運転は絶対に やめましょう!事故を起こした場合、多額なお金が必要になる場合もあります ので、日本の交通事情になれてから運転することをおすすめします。 乳をなん ひっよう 運転の必要がある場合には、まず、指導教員に相談をしてください。

注1)運転免許証の取得

注2) 自動車・バイクを所有した場合

自動車・バイクの保険に加入する必要があります。「自動車損害賠償責任保険」と「任意保険」の2種類があり、「自動車損害賠償責任保険」は、加入する事が義務づけられています。「自動車損害賠償責任保険」では、多額な賠償金を負担することはできませんので、事故を起した場合に備えて、任意保険にも加入する必要があります。

注 3) 駐車許可証(※日本の免許証のみ可能)

(3) 交通事故にあった場合

またが一事故にあったら、蒸ち着いて次の行動をとってください。

- ① 負傷者が出た場合には、直ちに $\frac{k}{2}$ 数 急 車 (TEL: 119) を呼んでください。
- ② <u>警察 (TEL: 110)</u> に連絡し、交通事故証明をもらってください。
- ③ 道路上の危険物を除去してください。
- ④ 相手の筆のナンバー、氏名、住所、電話番号、生程月日、勤務先をからず聞いてメモしておいてください。(カメラ、またはカメラ付き携帯電話を持っている場合、相手の筆のナンバー、発許証、相手と自分の筆の損傷箇所及全体を証拠としてカメラで撮っておくと、後のトラブルを少しでも回避するのに役益つこともあります。)
- ⑤ 所属学部・研究科に届出をしてください。

(4) 防災

日本は、地震の夢い国です。地震が起きた時、どうするのか、どこが避難場所なのか、事前に調べておいてください。 岐阜大学では定期的に防災訓練を行っていますので、参加してください。

< 参考>

Aを表現の 各種防災マニュアル等URL

- ・岐阜大学「災害対策マニュアル」 https://www.gifu-u.ac.jp/campus_life/student/manual.html
- ・岐阜県国際交流センター「多言語防災ガイド」https://www.gic.or.jp/foreigner/disasterguide/
- ・消防防災科学センター「地震に自信を」https://www.bousai-kensyu.com/knowhow/pamphlet01/

IX. 家族

1. 家族ビザ

(1) 申請

家族を旨本へ呼び寄せる場合、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります。この在留資格の対象者は、留学生の扶養を受ける配偶者と予供です。 留学生が、安定的・継続的な扶養能力がある事を必要とされています。詳細は、留学支援室に聞いてください。

(2) 更新

(3) 出生

留学生美婦(ともに外国籍)の間に子供が生まれた場合、14百以内に指前符(市役所)へ出生活を提出するとともに、出生の日から30百以内に、その子供の在留資格取得の申請をしなければなりません。申請は、子供の高親のどちらかが、出て当室管理局で行ってください。

2. 子供の教育

(1) 保育園(前)

保育園(所)は、荷親が仕事のため、昼間子供の世話ができない場合に乳幼児を預ける所です。入園子続、保育料などの詳細は、岐阜市子ども保育課に問い合わせてください。(TEL:058-214-2143)

(2) 幼稚園

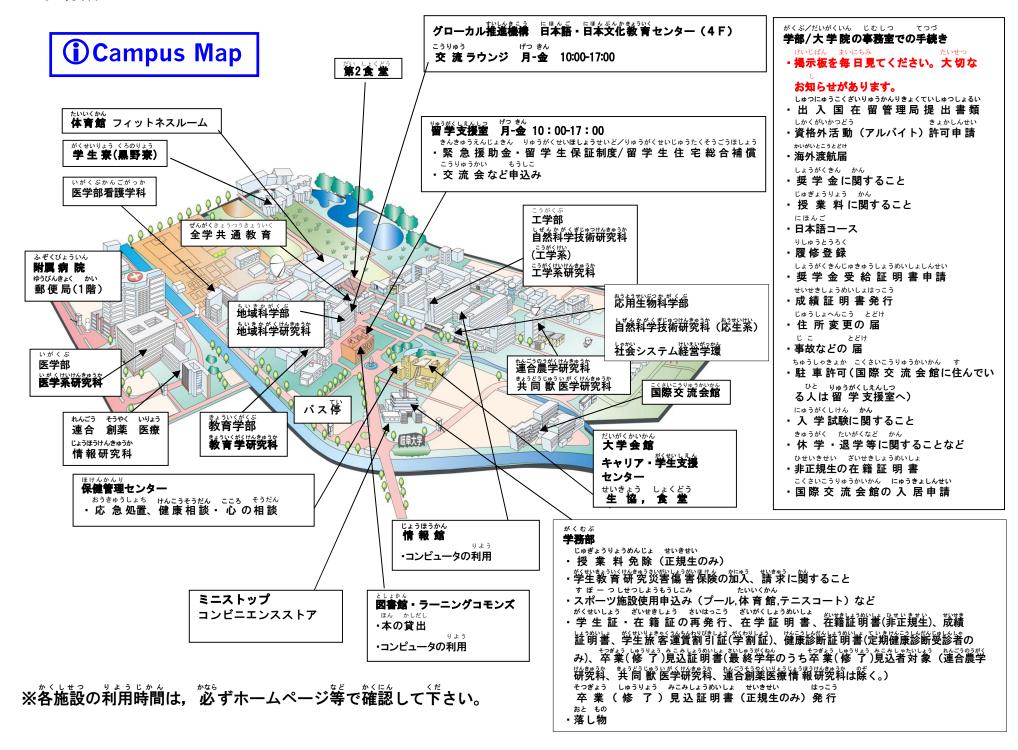
幼稚園は、3歳から小学校入学祥齢までの幼児が入園対象となっています。前し込み方法や入園がは、情空・私立によって異なります。各幼稚園に問い合わせてください。

(3) 小・中学校

日本では、子供を小・神学校に就学させる義務がありますが、外国籍の芳は就学させる義務はありません。しかし、希望をすれば入学できます。申請手続きや詳細は、岐阜市教育委員会学校指導課に問い合わせてください。(TEL:058-214-7156)

3. 家族の就労

「家族滞在」の在「留資格でパートタイムやアルバイトの就一分は原則としてできません。 ただし、1週間に 28時間以内の就分の場合は、出て、宣花質量局で「資格外活動許可」 を申請すれば働くことができます。



ざいりゅうてつづ いちらん 在留手続き一覧

てつづ くぶん 手続き区分	_{ひつようしょるい} 必要書類	申請場所
T. 転入届	(1) 在 留 カード (2) パスポート (2) パスポート ** 日本入 国日・引越し完 了日より14日以内に 行 うこと	ぎょしゃくしょ かい岐阜市役所1階
2. 国民健康保険	てんにゅうとどけ ていしゅっ ぉこな さい かにゅうてっっっ 転入届の提出を行った際に、加入手続きをしてください	ぎょしゃくしょ かい 岐阜市役所2階
3. 国民年金	くわ しゃくしょ こくほ ねんきんか しょくいん き 詳しくは市役所の国保・年金課の職員に聞いてください	国保・年金課
4. 在留期間の更新	(1) 在留期間更新許可申請書 1通 (2) 証明写真 (4 cm x 3 cm) 1葉 (3) 在学証明書 1通 (4) 成績証明書 1通 (4) 成績証明書 1通 (5) 成绩証明書 1通 (6) パスポート (7) 在留カード (7) 在留カード (8) 手数料 4,000円(収入印紙を購入)	しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきょく 在留管理局
5. 資格外活動許可 (アルバイト)	(1) 資格外活動許可申請書 1通 (2) パスポート (3) 在留カード (4) 活動の内容を明らかにする書類(許可の種類(包括許可/面別許可)により異なる。※ 手数料は不要	Lyonにゅうこく 出入国 出入国 ざいりゅうかんりきょく 在留管理局
6. 再入国について (1年未満で にほん もど ある 場合: さいにゅうこくせいど みなし再入国制度)	日本出国・再入国時は必ず在留力ードを持参すること。 また、出国の際、再入国出記録の該当欄にチェックを入れること。	しゅつにゅうこく 出入国 まいりゅうかんりきょく 在留管理局

^{ねんいじょう} (1年以上	ねんいじょうにほん はな ばあい かなら さいにゅうこくきょかしんせい ひつよう 1年以上日本を離れる場合は必ず再入国許可申請が必要に	
にほん はな ばあい 日本を離れる場合:	なります。	
さいにゅうこくきょかしんせい 再入国許可申請)	しんせい ひつよう かきてん	
	申請に必要なものは下記5点です。 らいにゅうこくきょかしんせいしょ (1) 再入国許可申請書 1通	
	(1) 再入国許可申請書 1通 (2) パスポート	
	(3) 在 留 カード	
	(4) 学生証又は在学証明書	
	(5) 手数料 3,000円 (1回) (収入印紙を購入)	
ざいりゅうしかく へんこう	ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせいしょ つう (1)在留資格変更許可申請書 1通	
7. 在 留資格の変更	(2) 証明写真 (4 cm x 3 cm) 1葉	
	ざいりゅうしかくべつりつしょうしょるい (3)在留資格別立証書類	しゅっにゅうこく 出入国
	(申請理由を証明する資料)	エス国 ざいりゅうかんりきょく 在留管理局
	(4) パスポート	12 田 日 22 内
	(5) 在 留 カード	
	(6) 手数料 4,000円 (収入 印紙を購入) ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょこうふしんせいしょ っぅ	
************************************	(1) 在 留資格認定証 明 書交付申請書 1 通 (2) 申請する家族の写真(4 cm x 3 cm) 1 葉	
	りゅうがくせい ふようしゃ しんせいにん かぞく みぶんかんけい しょう	
	(3) 留学生(扶養者)と申請人である家族との身分関係を証 ぶんしょ こせきとうほん こんいんしょうめいしょ しゅっせいしょうめいしょなど する文書(戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等のい	
	ふようしゃ みぶんかんけい きさい	
	ずれかで扶養者との身分関係の記載のあるもの) りゅうがくせい ふようしゃ ざいりゅう また うっつ (4) 留学生(扶養者)の在留カード(又はパスポートの写し)	
	(4) 留学生(扶養者)の在留カード(又はパスポートの写し) りゅうがくせい ふょうしゃ しゅうにゅう しょう ぶんしょ りゅうがくせい かぞく (5) 留学生(扶養者)の収入を証する文書(留学生が家族	
	(3) 留子生(伏食有)の収入を証りる文音(留子生が家族	しゅつにゅうこく 出入国
		ざいりゅうかんりきょく 在留管理局
	りゅうがくせい ふようしゃ めいぎ よきんざんだかしょうめいしょまた そうきんじじっ * 留学生(挟養者)名義の預金残高証明書又は送金事実を	
	しょうめい ぶんしょ 証明する文書	
	きゅうふきんがくおよ きゅうふきかん めいじ しょうがくきゅうふ かん * 給付金額及び給付期間を明示した奨学給付に関する	
	にようめいしょ 証明書	
	(6) 返信用封筒	
	かんいかきどめ えんぶん きって ていけいふうとう は (簡易書留として 404円分の切手を定型封筒に貼る)	

- ** 本いりゅうてつづ かん しょうさい しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう ** ** 本名 留手続きに関する詳細は、出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。多くの言語に対応しています。
- ± 出入国在留管理庁のホームページ

